

企画競争実施の公示

令和8年6月4日

中部運輸局観光部長 伊藤 光明

次のとおり、企画書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業務名及び概要
「地方部におけるスルーガイド活用促進に向けた情報提供環境整備実証事業」
- (2) 業務内容 別紙「企画競争説明書」による
- (3) 履行期限 令和9年3月19日(金)

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、東海・北陸地域の競争参加資格を有するものであること。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) 中部運輸局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

3. 手続等

- (1) 担当部局
〒460-8528 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1
名古屋合同庁舎第1号館 10階
中部運輸局 観光部 観光地域振興課
TEL 052-952-8009
電子メール cbt-kankouchiiki@gxb.mlit.go.jp
- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
令和8年6月4日（木）から令和8年6月25日（木）まで、(1)に記載のメールアドレスあて電子メールにより請求。
- (3) 企画書の提出期限、場所及び方法
令和8年6月25日（木）17時まで、(1)に同じ。
持参、郵送（書留郵便に限る）
（提出方法等の詳細は、企画競争説明書を参照。）
- (4) 説明会実施の有無
無
- (5) 企画提案に関するヒアリングの有無
提案された企画書の内容について、必要に応じてヒアリングを行うことがある。

4. その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本円に限る。
- (2) 企画書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (3) 企画競争委員会に提出された企画書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (4) 企画書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (5) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (6) 企画競争の結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、少なくとも契約締結日までの間は公表することとする。
 - ①特定した企画書を提出した企画競争参加者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ②企画競争参加者毎・評価項目毎の評価得点及び合計点
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。なお、契約締結後に不正な手段によりワーク・ライフ・バランス等推進企業として認定を受けている企業であることが判明し、認定が取消された企業であった場合は、請負契約を解除することがある。
- (8) その他の詳細は、説明書による。